

令和5年度 第3回岡崎市成年後見制度利用促進協議会会議録

日 時 令和6年2月14日(水) 14:00～
場 所 岡崎市役所 分館 202号室
出席委員 渡辺委員 都築委員 伊藤委員 山高委員 壁谷委員 前本委員
日下部委員 坂口委員 山本委員 大木委員
欠席委員 小出委員
オブザーバー 名古屋家庭裁判所岡崎支部 喜多氏
事務局 福祉部 阿部田部長
ふくし相談課：齊藤課長 寺西副課長 早川主査 浅野主査 浅見主査
長寿課：勝田係長
障がい福祉課：酒井係長 丹内係長
社会福祉協議会：小野常務理事、本間事務局長
成年後見支援センター：稲葉課長 古里係長 平木 丸住

1 開会

2 議事

(1) 市民後見人養成講座について

3 議事録

- 議事1 市民後見人養成講座について -

(事務局) 説明

(会 長) 研修と講座は同じものですか。

(事務局) その通りです。基礎研修が基礎講座にあたります。

(会 長) 対象が25～75歳というのはよろしいでしょうか。

(委 員) 少し高い印象があります。

(委 員) 70代で活躍している人もいます。65歳以上で自由に活動できると思います。人それぞれです。若い頃から活動している人であれば大丈夫だと思います。

(委 員) 研修受講時点で75歳というのは高いのではないのでしょうか。

(委 員) 77歳になりますね。

(事務局) 春日井市では70歳から74歳に最近引き上げたようです。豊田市は上限なし、名古屋市は68歳、尾張東部は上限なしです。

(委 員) 研修を受けるのはいいと思いますが、バンク登録の時点で面接があるので、その時点での判断ではないのでしょうか。

(会 長) 年齢だけで断るのも難しい時代ですね。

- (委員) 個別判断ができるのであればそのほうが良いと思います。
- (会長) 欠格事由などはなくなってきていて個別判断だと思いますが、本人にできますと言われるとやめてくださいとは言にくいのではないのでしょうか。意思決定支援をしていく役割であれば、年齢が高い人がお手伝いをしたほうが良いかもしれません。
- (委員) 意思決定支援は、話を聞いてなるほどねと支援することなので、それができる方なら良いと思います。
- (会長) 施設入所を視野にお膳立てしていたのに、後見人がつくると本人が家にいたいから家にいるべきですとなることもあり、合理的判断が難しいからこの制度に乗るわけで意思をそのまま汲むのが良いのか難しいですよ。
- (委員) 本人の代弁はする必要があると思います。
- (会長) 判断能力の低下を医師が判断して、代わりに判断する人は本人の判断を尊重しろというのは矛盾があるような気がするのですが。
- (委員) 話を聞いてほしいという本人の気持ちを汲むことが大事で、本人の言葉をそのまま尊重するというのは表面的だと思います。
- (委員) フォローアップ講座等を行って、エピソードごとに共通理解をしていくというのではどうでしょうか。
- (会長) 研鑽するということで、75歳でも良いのでしょうか。
- (委員) 権利擁護の立場としては、本人を見ずに年齢で評価するのは良くないと思います。
- (会長) 対象について話しましたが他にありませんか。概ねをつけますか？
- (委員) 概ねをつけるということは76歳でも良いのですよね。
- (委員) 講座を受けるのは良いのではないのでしょうか。
- (事務局) 厚労省でも上限は示されておらず、豊田市は厚労省の選挙権の25歳を下限として設定していて指針に沿っているので、当市でも25歳の下限のみ設定するというのはどうでしょうか。
- (会長) 在住、在勤、在学ということですが、25歳以上で在学という人はいますか。
- (事務局) 大学院生や社会人で学びなおしをしている人を含めて設定をしています。
- (委員) 損害賠償保険の商品はあるのでしょうか。
- (事務局) 豊田市が被後見人と市民後見人両方の保障の保険を使っているようなので参考に予定です。
- (会長) まずは施設入所者を対象とするようですが、在宅にもひろげていくのですか。

- (事務局) 段階的に検討していきます。
- (会長) 受任案件に施設入所者と限定してしまうと緩和が難しいのではないのでしょうか。
- (事務局) 説明会などでも、変更していく可能性について説明していきます。豊田市も4～5年後から在宅も含めているようですので、在宅へと広げていくことができればと考えています。
- (委員) 社会福祉士会も最初は施設でその後に在宅にしているのでそれでいいと思います。社協の法人後見の支援をしていくことで、在宅のトレーニングができると思います。
- (事務局) 主に施設入所者、というような表現を検討します。
- (委員) 経験のない状態で在宅支援は難しいと思います。市民後見人で在宅支援できる人がいれば、訪問を頻回に支援してほしいと思います。
- (会長) 身上保護の内容を見ると在宅を想像するのではないのでしょうか。
- (会長) 社会福祉士会では施設入所から在宅へというシステムができていなかったのでしょうか。
- (委員) その当時はできていなかったもので、経験がない人が在宅支援をすることがあり大変でした。
- (事務局) 主に施設入所者でかつこ書きで経験に応じて在宅生活者も可とするはどうでしょうか。
- (会長) それでどうでしょうか。
- (委員) 家族間の紛争のおそれがないというのが、看取りや認知症などにより変わることもあるのではないのでしょうか。
- (会長) 受ける時点ではないということですが、後見を受けたために争いが起きたということもあるかもしれませんので、受任に当たっての条件ででしょうか。
- (委員) 受任要件というのは、様々な案件が上がってきたときの判断の条件ででしょうか。
- (事務局) 受任調整会議前に一度判断をして、受任調整会議で専門職の判断を得ます。
- (委員) 最終的には受任の決定は裁判所ですね。
- (事務局) はい。裁判所の決定となりますので正確には推薦案件ということですが。
- (委員) 施設入所していた人がどこに住まわれるのがいいのかという中で、在宅での生活がありうると思うので、施設入所を前提というのも気になります。
- (会長) グループホームは施設ではなく在宅扱いですよ。
- (委員) 施設を出て在宅に戻るときに、サービスを組むというのは高度な調整

が必要なので市民後見人に可能なのかなと思います。市民後見がついたことで暮らし方に条件がついてしまうのは避けたいです。

- (会 長) 施設入所者等安定した居住状況にある者でどうでしょうか。
- (委 員) 債務がないもののほうがいいのではないのでしょうか。福祉の世界では500万でも高額なのに、法律の世界では1億で高額というような感覚の差があると思うのですが、多額というのはどのくらいでしょうか。
- (委 員) 例えば市民後見人の推薦案件の一例として示すのはどうでしょうか。
- (委 員) フローチャートにしたいですね。
- (委 員) そうすると具体的にしないといけないですね。
- (委 員) 債務でも原因や収入、資産状況によって一律に判断できないと思います。
- (会 長) 施設入所者等安定した居住状況にある者としてグループホームや自宅等も含めていくということでもいいですね。支援体制は、サービスが提供されているのが前提となりますが、体制を確保できることではなく、体制が確保されていることでもいいですね。
- (会 長) 報酬についてはどうでしょうか。他市の例等も出ていますが。
- (委 員) 委託費に人件費が含まれている場合とない場合というのはどういうことでしょうか。
- (会 長) 市が委託料を払う時に人件費が含まれることがあるということですか。
- (事務局) 成年後見支援センターに育成から監督するまでの業務について委託費として人件費も支払うこととなりますので、監督人という業務は二重にならないようにします。
- (会 長) 監督人が社協でない場合は、本人から出ないので払うということですか。
- (事務局) 市から監督人の報酬が支払えない可能性もありますので、委託料に含まれれば無償、含まれなければ本人からということになります。
- (会 長) 監督人も報酬付与を申し立てて本人の資産から支払うということですね。
- (委 員) 報酬助成も監督人を含んでいくということでしょうか。
- (事務局) はい。検討しています。
- (委 員) 市民後見人には社協の監督がつくということですね。
- (事務局) はい。
- (会 長) 社協の日常生活自立支援事業か法人後見を経て市民後見になるということだから社協と関係性ができていますし、相談もしやすいですね。監督業務としての費用を委託料として払うということですか。他の市町村では、社協が監督しているのでしょうか。

- (事務局) 尾張東部は全て社協が監督して、報酬申立てをしているそうです。
- (会長) できるだけ社協に予算がつくようにしないと大変ですよ。
- (委員) 委託項目を増やすなら人も増やしてほしいですね。
- (会長) 頻繁に訪問した場合も全て旅費が出るのでしょうか。
- (事務局) 基本的な訪問回数などは支援者と相談して決めていきますが、必要な訪問であれば支払っていきたくて考えています。
- (会長) ガソリンの消費量も計算して実費として出すのはどうでしょうか。
- (事務局) 実際に活動するのは令和8年度からなので検討します。
- (会長) 根拠に基づいた実費はどうか。
- (委員) 燃費からの実費の場合は車種によって違ってしまうので基準が必要ではないでしょうか。
- (事務局) 検討します。
- (委員) 概略図に監督人としての成年後見支援センターの位置づけが抜けていると思います。監督人の位置づけについてあまり触れられていないと思いますので、相談や受任調整会議等との関係について整理したほうがいいと思います。
- (会長) 資産のない人が対象の場合は監督人がつかないことがありますか。
- (事務局) 全て監督人がつきます。資産がない人は利用支援事業が利用できます。
- (会長) 財産管理だけでなく身上保護も監督するということですね。
- (事務局) わかるように概略図を修正します。
- (会長) 講座以外に指導を受ける場はありますか。
- (事務局) カリキュラムを工夫したりフォローアップ講座や経験者との交流なども検討していきます。
- (委員) 社協が監督人になるというのは、法人後見で社協がやっていたのが市民後見人に代わるということですか。若くて長いから法人後見を選んでいる人がいるのに、個人の後見人になるのは被後見人にとってはどうなのでしょう。
- (委員) もともと法人後見だと思っていたかたが法人から市民後見人に代わる可能性があるというのはどうなのかということですよ。
- (事務局) 法人後見はサービスの調整ができていないなどのケースが多く、サービスが整って財産の整理ができて落ち着いてくるケースが多いです。安定したケースについては、市民後見に引き継ぐ適当なケースではないかと想定しています。社協職員が伴走して信頼関係を作り、職員から市民後見人に代わっていく、というようにバトンをゆるやかに引き継いでいくことを考えています。
- (会長) 今の課題は、家庭裁判所が決める、一度決まると後見人を変えられな

- いということで、そのような心配はいらないのではないのでしょうか。
- (委員) 親なきあとを考えると法人だから安心と思っています。
- (委員) 専門職も20代の案件を70代が受けることがあり、初めからリレーを想定しています。一つの方法で悪くはないと思います。法人で、女性が良かったのに男性になったということもあります。
- (会長) 裁判所に後見人を変える場合の手続きを教えてもらえればと思います。
- (裁判所) 辞任と選任の申し立て、辞任を許可して候補者の適格性を見て新たな後見人をつけます。候補者として社協や弁護士、司法書士などを候補者として記載すると思いますが、最終的にだれを選任するかは必ずしも候補者として挙がっている人、申立者の希望したかたを選任するわけでないです。
- (会長) 法人後見と家族との間で話し合いをしてから申し立てるということですよ。家族の意向で法人後見を続けてほしいという希望があれば家族と話し合うということですよね。
- (裁判所) 最も多い市民後見人選任パターンとしては、社協がついている場合が多いです。社協を監督人として市民後見人を後見人として選任する事案があります。市民後見人を希望していないのであれば法人後見を継続すればいいと思います。市民後見人の養成、活用していくという全体の流れは進めてもらいたいが、本人の意向もあるので、そこは分けて考えるべきだと思います。
- (会長) 本人の意向を踏まえてよく話し合ってもらうことが大切ということだと思います。